

山口大学医学部学生等の病院実習等参加基準

令和5年5月9日 制定

この基準は、山口大学医学部学生の病院実習（山口大学医学部附属病院での実習及び学外の病院実習を含める。）及び学外者の病院研修（以下「病院実習等」という。）に関し、必要な事項を定める。

ただし、新型コロナウイルス等、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）が定める感染症の発生状況によっては、病院実習等の実施の有無及び病院実習等の内容について対応を協議するものとする。

1. 実習生の要件について

病院実習等に当たっては、以下の条件を満たした者のみ参加を許可する。

- (1) 咽頭痛、咳、鼻水など体調に異変がなく、37℃以上の発熱がないこと。
- (2) 山口大学医学部附属病院内では、常時不織布マスクを着用し、手指消毒を徹底すること。なお、ゴーグルもしくはフェイスシールドについては、飛沫曝露リスクが高い場合（エアロゾル発生リスクが高い場合や15分以上の近距離での会話などが起こる場合）に着用すること。
また、密接・密集・密閉（3密）を避け、感染拡大防止に万全を期すこと。
- (3) 学外での実習においては、実習先の施設長、受入診療科又は部門の長の許可がおりていること。
- (4) 各病院実習等担当部署が定める個別のルールに従うこと。

2. 体調不良及び感染等があった場合の対応等について

体調不良及び感染等（以下「体調不良等」という。）があった場合は、以下の規定に準じて対応する。ただし、学外での病院実習においては、実習先の指示に従うこと。

また、体調不良等となった場合は、必ず(5)の連絡先に連絡すること。

- (1) 体調不良の場合
 - ① 咽頭痛、咳、倦怠感、呼吸苦など体調の異変や、37℃以上の発熱があるときは、病院実習等を中断し、医療機関を受診もしくは自己検査（抗原定性検査）を行うこと。
 - ② 症状が自然軽快するまでは自宅待機が望ましい。上記の検査結果が「陰性」であれば、症状軽快もしくは発症から3日経過するまで連日自己検査（抗原定性検査）で陰性確認を行いつつ、感染対策（マスクの着用等）の徹底を行った上で、病院実習等を参加可能とする。
- (2) 新型コロナウイルスに感染した場合
 - ① 発症日を0日目として、5日間自宅待機のうえ、自宅待機期間最終日に自己検査（抗原定性検査）を行い、陰性が確認できれば病院実習を参加可能とする。なお、待機解除に際して、症状軽快後24時間程度経過していることが望ましい。また、本学ホームページから「感染症報告フォーム」を使用して報告すること。
 - ② 自宅待機が解除されるまで、本学ホームページから「健康観察表」を使用して体調と体温を記録しておくこと。
 - ③ 陰性が確認できなければ、発症日を0日目として、7日間自宅待機を継続し、8日目から検査無しで病院実習等を参加可能とする。
 - ④ 発症後10日以内は、他者への感染リスクがありうるため、10日間経過するまで特に感

- 染対策（不織布マスクの着用等）を徹底すること。
- (3) 新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合
- ①外出自粛は求めない。
 - ②陽性者と接触した場合は、曝露後7日以内は感染対策を徹底し、体調管理に注意すること。（本学ホームページから「健康観察表」を使用して体調と体温を記録しておくこと）
 - ③症状が出現した場合は、病院実習等を中断し、医療機関を受診もしくは自己検査（抗原定性検査）を行うこと。
- (4) 施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症（※）に感染した場合
- ①感染症（学校感染症）に罹患またはその疑いがあるときは、病院実習等を中断し、医療機関を受診すること。
 - ②罹患が確認されたら、直ちに本学ホームページから「感染症報告フォーム」を使用して報告すること。
 - ③医療機関または保健管理センターの指示に従い、自宅待機すること。
 - ④自宅待機期間は、施行規則第19条を準用する。
- (5) 上記（1）から（4）に該当した場合の連絡先
- ①医学部附属病院での実習者 病院実習担当部署
 - ②学外の病院実習者 病院実習等担当教員及び実習先
 - ③学外者の病院研修 医学部総務課

3. その他

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための山口大学医学部附属病院内で実施する学生実習等の方針について」（2020年7月8日制定）及び「山口大学医学部学外実習参加基準」（令和2年6月10日制定）は廃止する。

※参考：学校保健安全法施行規則第18条に定める学校感染症の種類

第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る。） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第2種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）